

裁判所との連携講座

調停制度100周年特別企画

調停制度をご存知ですか？



裁判所スタッフが調停手続の特徴や流れを分かりやすく解説するほか、『離婚』をテーマに現役の裁判官・調停委員らが模擬調停を演じます。

『調停』とは・・・

話し合いにより紛争を解決する制度であり、裁判のように勝ち負けを決めるものではありません。

裁判所の調停手続では、『裁判官』と民間から選ばれた『調停委員』が一つのチームとなって、紛争の解決にあたります。

裁判所の調停室の風景です。

(注) コロナ禍のため感染防止対策を施しています。

日時

10月12日(水)午後2時～3時30分

内容

- ・裁判所スタッフによる調停手続の解説
- ・**裁判官・調停委員**らによる**模擬調停**の実演

会場

ハートフルスクエア G 2階 大研修室

定員

40名(応募者多数の場合は抽選)

受講料

300円(岐阜市が集金)



広報用キャラクター アイアイアイ

応募方法

往復はがき または Eメール(1人1通) に、①講座名 ②〒・住所 ③氏名 ④年代 ⑤電話番号を記入し、下記へお申込みください。直接お申し込みの際は、返信用はがきをお持ちください。

応募締切▶ 9月28日(水) ※必着

- メール受信確認後3日以内に確認メールを送信します。届かない場合は電話でお問い合わせください。迷惑メールの設定をされている方は、メールが届くように設定してください。
- ご記入いただいた個人情報、講座の運営のみに使用し、適正な管理に努めます。

申込・問合せ先

岐阜市生涯学習センター 生涯学習係

〒500-8521 岐阜市橋本町1-10-23 ハートフルスクエアG内

TEL/058-268-1050 Eメール/ hsg_lecture@ccn.aitai.ne.jp



Eメールからの申込み

新型コロナウイルス感染防止対策へのご協力をお願いします

- 体調の優れない方、感染が疑われる状況(濃厚接触等)にあった方は来場をお控えください。
- 入場時の検温で37.5℃以上の方は、入場をご遠慮いただきます。
- 万が一、参加者の中で感染が発覚した場合、保健所などへの情報提供や調査に協力してください。
- 新型コロナウイルス感染症の状況により、感染防止対策の変更や、講座が中止となる場合があります。